

委託契約書

委託者（甲） 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県

受託者（乙）

上記当事者間において、「青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱」（以下、「要綱」という。）に基づいて実施する肝炎治療の委託について、次のとおり契約を締結した。

（ただし、
を除く）

第1条 甲は、肝炎治療について乙（医療機関名：
）に委託し、乙は
これを受託した。

第2条 乙が行う肝炎治療は、要綱第9の規定によって、甲が認定した者に限るものとする。

第3条 乙が行う前条の肝炎治療の範囲は、要綱第3のとおりとする。

第4条 肝炎治療に要する費用について、乙が甲に請求することのできる額は、要綱第6第2項
によるものとする。

第5条 乙が前条による請求を行うときは、要綱第16の規定によるものとする。

第6条 乙は、甲からこの肝炎治療について必要な調査、報告等を求められたときは、回答しな
ければならない。

第7条（A）委託期間は、 年 月 日から 年3月31日までとする。ただ
し、この契約の委託期間の終期までに、甲乙いずれか一方より何らかの意思表示をしないとき
は、1か年間同一の条件で契約を更新したものとし、その後も同様とする。

第7条（B）委託期間は、 年 月 日から 年3月31日までとする。ただ
し、この契約の委託期間の終期までに、甲乙いずれか一方より何らかの意思表示をしないとき
は、1か年間同一の条件で契約を更新したものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、 年 月 日から 年 月 日までの間に
行われた肝炎治療についても、前項の期間内に行われたものとみなして、この契約を適用する。

第8条 この契約書に定めるもののほか、この契約を実施するために必要な事項は、その都度、
甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印し、各自その1通を所持するも
のとする。

年 月 日

甲 青森県知事 三 村 申 吾

乙

委託契約書

委託者（甲） 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県

受託者（乙）

上記当事者間において、「青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱」（以下、「要綱」という。）に基づいて実施する肝炎治療の委託について、次のとおり契約を締結した。

（ただし、
を除く）

第1条 甲は、肝炎治療について乙（医療機関名：
）に委託し、乙は
これを受託した。

第2条 乙が行う肝炎治療は、要綱第9の規定によって、甲が認定した者に限るものとする。

第3条 乙が行う前条の肝炎治療の範囲は、要綱第3のとおりとする。

第4条 肝炎治療に要する費用について、乙が甲に請求することのできる額は、要綱第6第2項
によるものとする。

第5条 乙が前条による請求を行うときは、要綱第16の規定によるものとする。

第6条 乙は、甲からこの肝炎治療について必要な調査、報告等を求められたときは、回答しな
ければならない。

第7条 (A) 委託期間は、 年 月 日から 年3月31日までとする。ただ
し、この契約の委託期間の終期までに、甲乙いずれか一方より何らかの意思表示をしないとき
は、1か年間同一の条件で契約を更新したものとし、その後も同様とする。

第7条 (B) 委託期間は、 年 月 日から 年3月31日までとする。ただ
し、この契約の委託期間の終期までに、甲乙いずれか一方より何らかの意思表示をしないとき
は、1か年間同一の条件で契約を更新したものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、 年 月 日から 年 月 日までの間に
行われた肝炎治療についても、前項の期間内に行われたものとみなして、この契約を適用する。

第8条 この契約書に定めるもののほか、この契約を実施するために必要な事項は、その都度、
甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印し、各自その1通を所持するも
のとする。

年 月 日

甲 青森県知事 三 村 申 吾

乙

委託契約書

開設者の住所と氏名を記載してください。

法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地と名称を記載してください。(押印不要)

委託者（甲） 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県

受託者（乙）

上記当事者間において、「青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱」（以下、「要綱」という。）に基づいて実施する肝炎治療の委託について、次のとおり契約を締結した。

（ただし、
を除く）
申出日により、第7条の(A)あるいは(B)を除きます。
県で記入しますので、記入不要です

第1条 甲は、肝炎治療について乙（医療機関名：
契約する保険医療機関名を記載してください。）に委託し、乙はこれを受託した。

第2条 乙が行う肝炎治療は、要綱第9の規定によって、甲が認定した者に限るものとする。

第3条 乙が行う前条の肝炎治療の範囲は、要綱第3のとおりとする。

第4条 肝炎治療に要する費用について、乙が甲に請求することのできる額は、要綱第6第2項によるものとする。

第5条 乙が前条による請求を行うときは、要綱第16の規定によるものとする。

第6条 乙は、甲からこの肝炎治療について必要な調査、報告等を求められたときは、回答しなければならない。

第7条 (A)委託期間は、 年 月 日から 年 月 31日までとする。ただし、

申出日により、第7条の(A)あるいは(B)を除きます。県で記入しますので、記入しないでください。
期間の終期までに、甲乙いずれか一方より何らかの意思表示をしないときは、
は、 年 月 日から 年 月 31日までとする。ただし、
期間の終期までに、甲乙いずれか一方より何らかの意思表示をしないときは、
は、 1ヶ月間の条件で契約を更新したものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、 年 月 日から 年 月 日までの間に
行われた肝炎治療についても、前項の期間内に行われたものとみなして、この契約を適用する。

第8条 この契約書に定めるもののほか、この契約を実施するために必要な事項は、その都度、
甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印し、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

開設者の氏名を記載してください。

法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記載してください。

（こちらは記名し、押印してください）

甲 青森県知事 三 村 申 吾

乙